

○交通切符事件処理規程(概要)

(昭和 45 年 8 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、神奈川県警察における道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律を迅速に処理するための共用書式による処理手続を適正かつ迅速に行うため必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 交通切符の様式等
- 交通切符制度を適用しない交通事件等である。